

◎生徒や生徒の家族に感染者・濃厚接触者が出た場合の対応フロー(令和2年10月19日時点)

①	生徒が感染した!	学校	濃厚接触者特定・消毒作業(原則5日)を休校 その後、感染の状況を踏まえて休校の必要性を判断する。	
		生徒本人	出席停止(医者・保健所が登校可能と判断するまで)	
②	生徒が濃厚接触者 (疑い含む)	生徒本人	出席停止 (保健所が自宅待機を求めた期間)	・風邪症状があった場合 → PCR検査陽性 → ①の対応へ
				→ PCR検査陰性 → 保健所の指示に従う
				・風邪症状が無い場合 → 保健所に指示された期間は自宅待機
③	家族が濃厚触者 になった場合 (発熱や風邪症状あり)	生徒本人	出席停止	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所の指示に従う ・同居家族がPCR検査陽性の場合は②の対応へ ・同居家族がPCR検査陰性だった場合は⑥の対応へ
④	家族が濃厚触者 になった場合 (発熱や風邪症状なし)	生徒本人	登校可能 ※ただし感染している可能性が高いなど 家族から申し出があった場合は出席停止 にできる	<ul style="list-style-type: none"> ・少しでも不安がある場合には出席停止 ・保健所から指示があればその指示に従う
⑤	生徒に風邪症状 がある場合	生徒本人	出席停止	症状が収まらない場合はかかりつけ病院を受診し、医師の指示に従う。
				症状がなくなり体調が戻れば登校できる
⑥	家族に風邪症状 がある場合	生徒本人	出席停止 (感染レベル2・3の場合)	症状が収まらない場合はかかりつけの病院を受診し、医師の指示に従う。
				家族の症状がなくなり体調が戻れば登校できる
⑦	基礎疾患があり主治医 に相談の上、登校すべ きでないと判断された 場合	「非常変災等児童生徒または保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」とします。※指導要録上、「出席停止・忌引き等の日数」として記録		
⑧	生徒に症状はないが保 護者から学校を休ませ たいと相談された場合	①感染経路がわからない患者が急激に増えている地域で、感染の可能性が高まっていると保護者が考えて仕方ない、合理的な理由があると校長が判断する場合 ②①に該当しないが、合理的理由があると校長が判断した場合 →「非常変災等児童生徒または保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」とします。※指導要録上、「出席停止・忌引き等の日数」として記録		